

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

1 現状

地域の概要

本計画の対象地域是那須町であり、那須町商工会の管轄地区である。

総面積は県の約 6 %を占め、372.34 km²を有する。北西部には、活火山である標高 1,915m の茶臼岳を主峰とした那須連山、その南斜面の高原地域は国立自然公園区域に指定され、豊富なリゾート資源が存在する。中央部の平坦地には、J R 黒田原駅周辺を中心とする市街地、首都圏農業の一翼を担う広大な農業地帯が形成されている。交通は、東京から盛岡を結ぶ J R 東北本線が町内を通り、高久駅、黒田原駅、豊原駅と 3 駅存在する。東北新



幹線は当町に隣接する市の那須塩原駅、新白河駅間で当町を通過している。また、東北自動車道が通り、那須 IC、那須高原スマート IC の 2 か所の入出ができる他、国道 4 号線と 294 号線が主要道路として存在する。西部の高久地区は、主要地方道那須高原線（那須街道）に赤松林の森が存在し、国有林として管理されている。東部の芦野、伊王野地区の八溝山系一帯は、県立自然公園区域に指定されるとともに、農業地帯が広がり、芦野石の採掘場が点在するほか、良質な八溝材の生産地ともなっている。

(1) 地域の災害等リスク

(洪水：ハザードマップ)

那須町の地域防災計画（令和 5 年度修正）及び防災マップ（令和 5 年改訂）のハザードマップによると、那須町商工会が立地する地域において、2 m を超える浸水が予想されている。また、標高の低い地区において、最大で 10 m の浸水被害が予想されている。商工業者へのリスクとしては、店舗や備品等の浸水などによる復旧の長期化、復旧費用の高額化などが想定される。

(土砂災害：ハザードマップ)

那須町のハザードマップによると、山間の湯本地区一帯は、地滑り等、土砂災害が生じる恐れがあるエリアとなっているが、飲食・宿泊業の多くが集積している。商工業者へのリスクとしては、幹線道路の通行止めによる物流の停滞、復旧の長期化などが想定される。

(地震：J-SHIS)

地震ハザードステーションの防災地図によると、震度6弱以上の地震が今後30年間で発生する確率は北西部では6～26%、南東部では3～6%と言われている。商工業者へのリスクとしては、山間部では活火山である茶臼岳の噴火による被害も懸念され、復旧の長期化、復旧費用の高額化などが想定される。また、那須高原、湯本地区は事業者が広域に及ぶため、火災による被害に加え、地域のにぎわいが失われることによる、販路の縮小や商圏の喪失などのリスクも存在する。

(その他)

活火山である茶臼岳の噴火被害に対しても注意が必要である。登山、ハイキング客や山岳レジャー関連の事業所も存在する他、噴煙による火山灰による影響も想定する必要がある。また、那須町は標高の影響もあり、年間平均降雪量は296cmと非常に多い。冬期には降雪や雪崩による幹線道路の通行止めによる物流の停滞、建物の損傷、倒壊などのリスクが想定される。

(感染症)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、当町においても多くの町民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。商工業者へのリスクとしては、インバウンドを含む観光需要の落ち込み、宿泊のキャンセルやイベントや会合の休止、外出自粛の動き等による売上の急減、海外工場の操業停止や部品・材料の納入遅延等サプライチェーンの混乱による受注の停止などが想定される。また、従業員本人が罹患した場合、従業員の家族が感染した場合又は学校等が休校となり子どもの世話が必要となった場合、従業員が出勤できなくなる。リスクも存在する。

(サイバー攻撃)

機密情報の窃取、金銭の獲得、業務の妨害等を狙ったサイバー攻撃が、国内外で常態化するとともに、その手口も巧妙化している。商工業者へのリスクとしては、機密情報や個人情報の流出、精密機器の故障、システム障害による業務停止、取引先からの信用の失墜などが想定される。

(2) 域内の商工業者の状況

・商工業者等数 1,316者

・小規模事業者数 1,057者

(うち事業継続力強化に取り組んでいる小規模事業者は32者)

【内訳】

業 種	商 工 業 者	小規模事業者 (うち事業継続 力強化に取り組 んでいる者)	備 考 (事業所の立地状況等)
建設業	161	157(1)	地域内に広く分散
製造業	98	79(4)	高久地区工業団地内に集積
卸売業	31	20(0)	地区内に点在
小売業	252	180(3)	高原地区に多い
飲食店・宿泊業	372	298(2)	湯本地区、高原地区に多い
サービス業	257	194(20)	地域内に広く分散
その他	145	129(2)	
合 計	1,316	1,057(32)	

(3) これまでの取組

1) 町の取組

- ・那須町地域防災計画の策定、防災訓練の実施 (年 1 回 町の施設において実施)
- ・那須町新型インフルエンザ等行動計画の策定
- ・防災備品の備蓄

2) 商工会の取組

- ・会員被災情報の収集
- ・県主催の事業者 BCP 策定セミナーの周知と参加促進
- ・栃木県火災共済 (協) と連携した火災共済への加入促進
- ・上部団体である全国商工会連合会 (以下、「全国連」という) の福祉共済 (病気・ケガの補償) への加入促進
- ・防災備品 (スコップ、懐中電灯、非常食等) の備蓄
- ・那須町が実施する防災訓練への参加及び協力

3) 事業継続力強化支援計画の実施状況 (R6年度)

- ・巡回経営指導時における災害リスクの周知 33件
- ・HP へ事業者 BCP に関する国の施策を掲載 18回
- ・普及啓発セミナーの開催 2回
- ・事業者 BCP の策定・見直しに係る指導 13件
- ・事業者 BCP 策定セミナーの開催 2回
- ・事業者 BCP の取組状況の確認 12件
- ・事業継続力強化支援事業の実施状況や改善点についての協議 7回
- ・災害発生時の連絡ルート確認のための訓練の実施 1回

2 本計画の策定及び実行にあたっての課題と対策

【課題】

- ① 町内小規模事業者の事業継続力強化の取組状況を把握できていない。
- ② 地域の自然災害等リスクについて商工会、町関係部署との間で十分な議論ができていない。
- ③ 本計画の実行にあたって、保険・共済や資金繰り支援、防災・減災に対する専門的な助言を行える経営指導員が不足している。

【対策】

- ① 事業継続力強化の取組状況については、経済産業省HPに掲載の事業継続力強化計画の認定事業者一覧や域内事業者へのアンケートや聞き取り等で把握する。
- ② 那須町総務課危機管理係、観光商工課、那須町商工会で必要に応じて協議会を開催し、本計画における災害リスクや支援の方針を決定する。また、実施状況に応じて適切なタイミングで見直しを行うこととする。
- ③ 保険・共済や資金繰り支援、防災・減災に対する専門的な助言を行う経営指導員の不足については、東京海上日動火災保険(株)、中小機構など他の支援機関と連携し、セミナー開催や専門家派遣を行う。加えて、職員向けに研修や勉強会等を開催し適宜専門知識の習得及び最新情報の収集に努める。

3 目標

- ・管内事業者に対し自然災害等のリスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・町内の主要産業である飲食・宿泊業が多く集積する那須高原地区、湯本地区、地域に根ざした経済活動が中心の黒田原、芦野伊王野地区の小規模事業者を面的に支援し、サプライチェーンや地域経済の機能を維持することで、町内全体の小規模事業者の事業継続力強化に繋げる。
- ・支援においては、(管内小規模事業者の事業継続力強化計画の策定状況が3%程度と低いことから、)事業者BCPの策定支援に加え被災時の事業継続力強化として、損害保険の加入などのリスクファイナンスの取組を促進する。

具体的には、以下の目標を設定し取り組んでいくこととする。

- ① 年10者に対して事業者BCPの策定・見直し支援を行う。
- ② 町内全体の事業継続力強化計画(BCP)の新規策定数を年10者とする。
- ③ 主要産業である飲食・宿泊業の小規模事業者においては策定数を年7者とする。
- ④ 黒田原地区、芦野伊王野地区の小規模事業者においては策定数を年3者とする。
- ⑤ 損害保険加入の取組を3者に対して行う。
- ⑥ 上記目標達成のため、年2回セミナー、説明会を開催する。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに栃木県へ報告する。

※小規模事業者による事業継続力強化計画及び連携事業継続力強化計画や事業継続計画を便宜上、事業者BCPと記載する。

1 事業継続力強化支援事業の実施期間

(令和8年4月1日～ 令和13年3月31日)

2 事業継続力強化支援事業の内容

(1) 小規模事業者の事業継続力強化の取組状況の把握

- ・経済産業省、自治体等と連携し町内小規模事業者における事業継続力強化計画の策定状況等の事業継続力強化の取組状況を把握する。
- ・町補助金等を活用し、町内小規模事業者の事業継続力強化の取組状況を調査・把握する。

(2) 小規模事業者に対する事業継続力強化支援の内容

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・会報や町広報、ホームページ、メールマガジン等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険や生命保険、傷害保険等の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・関東経済産業局HP掲載のリスクファイナンス判断シート等を活用し、事業者にリスクファイナンスの考え方を啓発し、自然災害等の災害発生時の資金繰りについて注意喚起する。
(HP:https://www.kanto.meti.go.jp/press/20240522_risk_finance_sheet_press.html)
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、管内事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・管内事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について助言を行う。
- ・事業者BCP策定のためのワークショップを開催する。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

(3) フォローアップ

- ・那須町の防災訓練への参加を促す。また、提供情報の共有を図る。
- ・事業継続力強化計画の見直しを促進するため、（一社）日本中小企業診断士協会連合会の実施する実効性向上支援事業（専門家派遣）を紹介する。
(HP : <https://jigyokei-jikkoseikojo.jp/>)
- ・事業者BCPの策定後1年が経過した事業者に対し、巡回経営指導時等に訓練（被災からのシュミレーション含む）・計画の見直しについての指導を行う。
- ・支援事業者の計画期間を把握し、計画期間終了後の計画の再策定・再申請へつなげる指導を行う。

(4) 知見の共有及び事業継続力の底上げ

- ・広報誌などで域内の事業者の事業継続力強化に関する好事例を展開する。
- ・協定を結んでいる東京海上日動火災保険(株)と連携し、栃木県内や関東近隣における好事例を展開する。
- ・同地域や同業種など、関連する企業をマッチングし、連携型事業継続力強化計画の策定を支援する。

(5) 関係団体等との連携

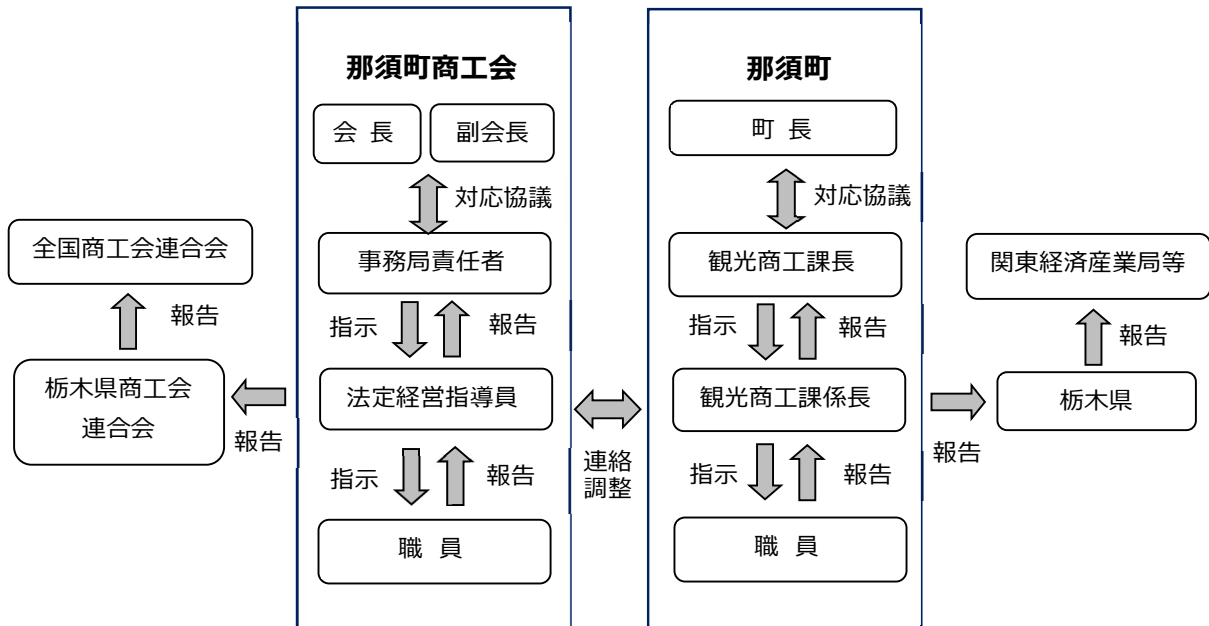
- ・連携協定を結ぶ東京海上日動火災保険(株)、全国連と提携しているあいおいニッセイ同和損保(株)に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険や生命保険、傷害保険等の紹介等を実施する。
- ・連携協定を結ぶ東京海上日動火災保険(株)、全国連と提携しているあいおいニッセイ同和損保(株)に専門家の派遣を依頼し、事業者のリスクファイナンスに係るセミナーや相談会を実施する。
- ・連携型事業継続力強化計画の策定にあたって、(独法) 中小企業基盤整備機構の地域本部の専門家派遣を活用し、策定支援を行う。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険(生命保険や障害保険、感染症特約付き休業補償など)の紹介等も実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示を依頼する。

(6) 訓練の実施

- ・自然災害(令和元年東日本台風・東日本大震災等と同規模)が発生したと仮定し、町との連絡ルートの確認等を行う(訓練は必要に応じて実施する)。

3 リスク発生時における指揮命令系統・連絡体制

- ・リスク発生時の指揮命令系統・連絡体制は以下のとおりとする。
- ・風水害等、事前に発災が予想される場合は、あらかじめ指揮命令系統・連絡体制の確認を行う。



4 リスク発生時の対応

(1) 大規模災害

大規模災害が発生した場合は、以下の手順で対応する。

なお、大規模災害発生を目安は以下のとおりとする。

- ・風水害：特別警報が発表された場合
- ・地震：震度 6 弱以上の揺れが観測された場合
- ・火山：噴火警報（噴火警戒レベル 5）が発令された場合

1) 職員の安否・出勤可否の確認

- ・商工会職員は、発災後速やかに法定経営指導員（又はその代行者）へ安否・出勤可否の報告を行う。
- ・報告を受けた法定経営指導員は、職員の業務従事の可否を町及び県連合会へ報告するとともに、町が把握する被害状況を共有する。

2) 管内事業者の被害状況の確認

- ・町は、罹災証明申請書に被害状況や被害額の記載欄を設け、管内事業者の被害状況を確認する。
- ・商工会は、巡回・電話等により管内事業者の被害状況を確認する。

3) 被害情報の共有

- ・町と商工会は、以下の方法と頻度で被害情報等を共有する。情報共有は、本計画の申請ガイドライン（栃木県版）で示された実態調査票（様式 1）を用いる。
- ・共有方法 電子メール（又は FAX）
- ・共有頻度

期間（発生日起算）	頻度
発災後～1週間	1日に2回
1週間～2週間	1日に1回
2週間～1ヶ月	1週間に2回
1ヶ月以降	1週間に1回

※状況に応じて調整あり

4) 被害情報の報告

- ・町と商工会とで情報を共有した上で、町においては栃木県が定める期日までに栃木県へ報告する。また、商工会においては県連合会が定める期日までに県連合会に対しても報告を行う。
- なお、報告は 3) と同様の様式で行う。

(2) 国際的に脅威となる感染症

- ・国際的に脅威となる感染症が流行した場合は、以下の手順で対応する。
- なお、国際的に脅威となる感染症流行の目安は、世界保健機関（WHO）が「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態（PHEIC）」に該当すると表明した場合とする。

1) 感染予防のための取組

- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・当町で取りまとめた「那須町新型インフルエンザ等行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、那須町における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

2) 管内事業者に対するリスクの周知

- ・今後管内事業者の経営に影響を与えうるリスクについて周知する。
- ・業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。

3) 管内事業者の被害状況の確認

- ・町は、来庁又は問い合わせを受けた管内事業者の被害状況を確認する。
- ・商工会は、巡回・電話、アンケート調査等により管内事業者の被害状況を確認する。

4) 被害情報の共有・報告

- ・国や栃木県からの情報や方針に基づき、町と商工会とで情報を共有した上で、町においては栃木県が定める期日までに栃木県へ報告する。また、商工会においては県連合会が定める期日までに県連合会に対しても報告を行う。

(3) 被災事業者に対する支援

1) 応急対策時の支援

- ・相談窓口の開設方法については町と相談する。
- ・安全性が確認された場所で相談窓口を設置する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国、栃木県、町等の施策）を周知する。
- ・被災事業者に、各種支援制度、保険金請求、税の減免申請、融資などの手続きを受ける場合に必要な「罹災証明書」について周知し、取得を促す。また、被災状況がわかる写真を残しておくよう指導（または撮影）する。

2) 復旧・復興支援

- ・国、栃木県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災事業者に対して支援を行う。
- ・被災事業者施策（国、栃木県、町等の施策）を周知する。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣を栃木県・県連合会等に相談する。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに栃木県へ報告する。

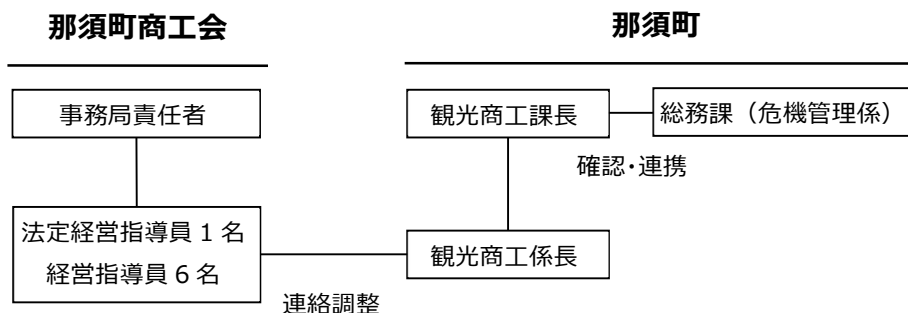
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和8年1月現在)

1 実施体制 (商工会の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/関係市町の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/商工会と関係市町の共同体制/経営指導員の関与体制等)



① 栃木県及び関係市町との連携体制

- ・当会、本町観光商工課・総務課危機管理係が連携し、地域の実情を踏まえた災害リスクを把握するとともに、本計画の支援方針を決定するため、必要に応じて連絡協議会を開催する。
- ・また、計画の実行にあたっては、認定主体である栃木県に随時相談する。

② 商工会の事業継続力強化支援事業実施に係る体制

- ・町内を4地区に分け、法定経営指導員1名と経営指導員6名の体制で巡回指導を行う。小規模事業者ごとに経営指導員を選定し、策定支援からフォローアップまで一体の支援体制を構築する。
- ・また、保険加入促進については、連携協定を結んでいる東京海上日動火災保険(株)、全国連と提携しているあいおいニッセイ同和損保(株)の専門家による、個別相談の体制とする。

③ 定量的に実施状況を把握し評価を行う体制

- ・法定経営指導員1名、経営指導員6名の体制で、実施状況を定量的に把握し効果測定を行う。
- ・上記で把握・検証した実施状況を当会と那須町の連絡協議会で評価するとともに、次年度の支援内容の検討を行う。

④ 経営指導員等の資質向上に係る体制

- ・当会職員向けに研修や勉強会等を開催し、防災・減災や、保険、リスクファイナンスなど適宜専門知識の習得及び最新情報の収集に努める。

2 法定経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

① 法定経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 高久 秀樹 (連絡先は後述(3)①参照)

② 法定経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度 等)

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行

- ・本計画の取組実施における目標・指標の設定
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ（四半期に1回以上）

3 商工会／商工会議所、関係市町連絡先

① 商工会

那須町商工会 経営指導課・地域振興課・総務課
〒329-3222 那須郡那須町大字寺子丙4-93
TEL : 0287-72-0231/ FAX : 0287-72-5927
E-mail : nasu_net@shokokai-tochigi.or.jp

② 関係市町

那須町役場 観光商工課
〒329-3292 那須郡那須町大字寺子丙3-13
TEL : 0287-72-6918/ FAX : 0287-72-1112
E-mail : kanko@town.nasu.lg.jp

4 被害情報報告先

① 栃木県産業労働観光部経営支援課

〒320-8501 宇都宮市塙田1-1-20
TEL:028-623-3173/FAX:028-623-3340
E-mail: shienshitsu@pref.tochigi.lg.jp

② 栃木県商工会連合会 組織支援課

〒320-0806 宇都宮市中央3-1-4
TEL : 028-637-3731/ FAX : 028-637-2875
E-mail : soshiki_fed@shokokai-tochigi.or.jp

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに栃木県へ報告する。

(別表 3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
必要な資金の額	250	250	250	250	250
・調査費	50	50	50	50	50
・専門家派遣費	70	70	70	70	70
・協議会運営費	20	20	20	20	20
・セミナー開催費	50	50	50	50	50
・パンフ、チラシ作製費	50	50	50	50	50
・防災、感染症対策費	10	10	10	10	10

調達方法

会費収入、栃木県補助金、那須町補助金、事業収入 等